

【タイトル】

公的年金の受給資格期間の短縮について

【本文】

海外にお住まいの方で、日本の年金制度に加入したことがある方へのご案内です。

平成29年8月より、年金を受け取るために必要な資格期間が25年から10年に短縮されます。

※資格期間とは、日本の年金保険料を納付した期間や共済組合に加入していた期間のほか、日本国籍の方が海外に居住していた期間も対象となります。

※老齢年金を受給するための年齢は変更ありません。

詳しくは、下記 URL をご参照ください。

日本年金機構 HP : <http://www.nenkin.go.jp/>

当館 HP (日本語) : http://www.la.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在ラオス日本大使館